

減免・軽減制度のお知らせ

主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要についてお知らせします。

障がいのあるかたへの減免等

減免等を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出（提示）していただく必要があります。期限を過ぎて申請されますと、減免等を受けることができない場合があります。制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは、各担当課（係）までお問い合わせください。

個人市県民税

課税課市民税係 ☎38-2016

■減免 ①所得割額の5割以内を減免 ②①または②に該当し、かつ③に該当するかた ①前年の12月31日時点で障がいを認定されているかたで、本人の前年の所得が158万円以下②今年1月2日以後に、障がいの認定を受けたかたで、前年の所得が350万円以下であり、納税が著しく困難であること③個人市県民税を納付済みでないこと ④減免申請書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出（郵送可）

■非課税 ①前年の12月31日時点で障がいを認定されているかたで、本人の前年の所得が125万円以下 ②確定申告書または市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出（郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出）

■所得控除 ①本人または被扶養者が障がいを認定されている場合、26万円（特別障害者30万円・同居特別障害者53万円）を控除 ②前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた ③確定申告書または市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出（郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出）

固定資産税

課税課固定資産税係 ☎38-2017

①バリアフリー改修工事を行った家屋の翌年度分の固定資産税が、住宅1戸につき床面積100㎡までの部分について3分の1減額 ②①～④のすべてに該当する住宅 ①新築された日から10年以上経過②工事内容が次のいずれかに該当（廊下の拡張・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化・手すりの取り付け・階段の勾配の緩和・浴室の改

良・便所の改良）③障がいのあるかたが居住している④補助金等を除く工事の自己負担額が1戸あたり50万円を超えている⑤平成29年1月以降に改修工事が行われ、工事完了後3カ月以内に申告書を提出している⑥改修後の住宅の床面積（区分建物の場合は専有部分床面積）が50㎡以上⑦店舗等併用住宅の場合、居住部分床面積の割合が2分の1以上⑧賃貸住宅でない ※賃貸住宅であっても所有者自己居住部分は減額対象 ⑨申告書およびその他申請事由を証明する資料を課税課固定資産税係へ提出

軽自動車税

課税課管理係 ☎38-2015

①軽自動車税を全額減免 ※障がいのあるかた1人に対し、軽自動車税（市税）・自動車税（県税）のうちいずれか1台分のみ ②①に該当する場合 ①障がい者手帳の交付を受けているかた（以下「障がい者等」という）または障がい者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当するものア.障がい者等本人が運転するもの イ.障がい者等と生計を一にするかたが障がい者等のために運転するもの ウ.障がい者等のみで構成されている世帯の障がい者等を常時介護するかたが障がい者等のために運転するもの③軽自動車税を納付済みでないこと ④申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出 ※自動車税の減免は西宮県税事務所（☎0798-39-6113）へ

医療費関係

社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

■障害者医療および高齢障害者医療の適用 ①健康保険（後期高齢者医療制度を含む）が適用される医療費について、費用負担を軽減 ②身体障害者手帳1級～3級、療育手帳AまたはB1および精神

障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の交付を受けており、受給者本人・配偶者および扶養義務者いずれもが市（区）町村民税所得割額23万5,000円未満のかた ※7月1日以降の受診分から、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けており、所得要件を満たすかたも対象となります。 ③印鑑・当該手帳・健康保険証を持参の上、申請書を社会福祉課福祉医療係へ提出

■障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除 ①災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除 ②災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者 ③申請書およびその他申請事由を証明する資料を社会福祉課福祉医療係へ提出

国民年金保険料

市民課管理係（年金担当） ☎38-2036

①障害基礎年金等（1・2級）を受けているかたの保険料を、届け出により免除。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は、2分の1に減額 ②障害基礎年金等を受給されているかた ③免除理由該当届・年金手帳・年金証書等受給している事を証明する資料を上記へ提出（郵送可）



下水道使用料

下水道課 ☎38-2064

①基本使用料を減免 ②身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたがいる世帯 ③減免申請書を障害福祉課（☎38-2043）へ提出

障がいのあるかたへの施設使用料等の減額・免除

【芦屋病院 ☎31-2156】 ①駐車場料金の免除 ②障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人 ③当該手帳を窓口へ提示

【美術博物館 ☎38-5432/谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852】 ①観覧料金の半額減免 ②障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人 ③当該手帳を窓口へ提示

【海浜公園水泳プール ☎22-8861】 ①温水プール使用料を半額減免 ②①または②に該当するかた

①市内在住で障がい者手帳の交付を受けているかた②①の介護者1人（身体障害者手帳および療育手帳の介護者の場合は1級のみ） ③当該手帳を窓口へ提示

【公共施設利用者の駐車場使用料（共通）】 ①駐車場使用料を全額免除 ②①障がい者手帳の交付を受けているかたが運転する自動車③これらのかたの介護者が運転する自動車 ④当該手帳を窓口へ提示

【自転車駐車場】 ①定期使用料の半額を減額 ②障がい者手帳の交付を受けているかた ③当該手帳を各自自転車駐車場の窓口へ提示（JR芦屋駅北 ☎31-2988/JR芦屋駅南 ☎32-5569/阪神打出駅 ☎23-

6570/阪神芦屋駅南 ☎31-7343/阪神芦屋駅西 ☎22-4137/阪急芦屋川駅北 ☎22-1495/阪急芦屋川駅南月若 ☎38-3666

【あしや温泉 ☎32-0204】

■温浴施設 ①入浴料の減額 ②市内在住で障がい者手帳の交付を受けているかた ③住所と年齢の確認できる証明書（運転免許証等）、障がい者手帳等要件を確認できる証明書を窓口へ提示

■駐車場 ①駐車場使用料の減額 ②温浴施設または足湯を利用された障がい者手帳の交付を受けているかた ③入浴利用券・障がい者手帳等要件を確認できる証明書を窓口へ提示